

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A  
 使用テキスト:2018年度版テキスト(2018年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県		テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q1	2018年6月13日	大分	1章	P12	1.5.2高齢者への配慮 ・「事業主は何らかの措置や配慮が必要」とあるが、具体的に実施されている事項例があれば明示下さい。 (・「～能力を十分発揮できるような賃金制度の検討」とあるが、実際現場労働者より管理は高齢者が十分に能力を発揮できる業務だと思うが…)	事業主が実施している措置や配慮の例は、テキストP12、1.5.2の2.高齢技能労働者活用のための具体的方策、および3.作業所における高齢技能労働者への配慮事例を参照してください。
Q2	2018年8月23日	東京	1章	P18	1.6.1 建設業における働き方改革 設計費、施工費、工期の標準的基準と実勢価格・実態工期が定期的に把握できるシステムがほしい。 ※堂繕積算方式のより具体的数字設定根拠が必要(第三者的公平性ある数字を知りたい)	対象建物の概要や形状から標準工程を算出したり、躯体、仕上、設備、外構などの、それぞれ標準単価(官庁単価)と実勢単価(民間単価)を収録した市販の積算ソフトなどがありますので、それを活用してください。
Q3	2019年3月6日	大阪	1章	P21	1.6.2 建設業における生産性向上 2.i-constructionの推進 生産性を2025年度までに2割向上とあるが、具体的な対策が少ないのでは？	i-constructionは元来、土木からスタートしていますが、最近では建築の生産性に方向転換されてきています。日建連の施工部会では3つの基本方針を掲げているおり、 1.ハード・ソフト技術の進化及び裾野の拡大を図る。 2.最先端ICT技術を建築生産に取り組み。 3.魅力ある建築生産の場づくり・人づくりを推進する。(作業所長のマネジメント力が大きく寄与する) 具体的詳細は日建連のHPに掲載されているのでご確認下さい。 2015年をスタートとして2017年は9%の生産性が向上しています。 道のりは遠いのが現状であり、更なる改善が必要です。
Q4	2018年9月20日	東京	1章	P23	1.6.2 建設業における生産性向上 建設キャリアアップシステムで、実際に現場の技能者にICカードが配布されるのはいつになるのでしょうか	今のところ、建設キャリアアップシステムは2019年4月から本運用が開始されるスケジュールとなっており、これに先立ちカードが配布されると考えられます。なお、2019年2月から3月にかけて、一般財団法人建設業振興基金が主催する建設キャリアアップシステムの説明会が全国各地で開催されますので、詳細はそちらで確認してください。
Q5	2018年8月23日	和歌山	1章 4章	P22、92	1.6.2 建設業における生産性向上 4.1.1 施工計画の立案準備 設計施工を進めるにあたってのデメリットも考えるべきでは？	設計と施工を分離して発注した場合と比べ、設計者の視点や発注者におけるチェック機能が働きにくく施工者の視点に偏った設計となる可能性がある点や、施工監理におけるチェック機能が低下する可能性がある点に留意が必要です。次回改訂時に、設計施工を進めるにあたっては、適宜、適切な第三社チェックを受けることや社内に設計から独立した監理組織を設けるなど、透明性やチェック機能の確保策が必要であることを記載します。
Q6	2018年7月10日	熊本	2章	P44	2.1.1トラブル事例 1.2)で違反内容に、「営業所の専任技術者に、インフラ工事の監理技術者を兼務させていた」とあるが、具体的にはどのような例があるか。 また、管理建築士が工事の監理技術者に従事するのは違反か。	営業所の専任技術者は、原則、監理技術者との兼務は認められておりません。トラブル事例は、認められていない兼務を実施した建設業法違反の事例として掲載したものです。 管理建築士については、建築士事務所専任し、常勤の上で管理建築士の職務を行うものです。士法と業法は法律が異なっており、違反しているかどうかは行政判断となりますが、管理建築士・監理技術者はそれぞれ専任が求められており、管理建築士が工事の監理技術者に従事するのは一般的には適切ではないと思われます。
Q7	2018年8月23日	東京	2章	P45	2.1.1 トラブル事例 【赤伝処理】 【支払いの保留】 【見積もり依頼不備】 【指値発注】 に対する、具体的処分内容を明示してください。	各違法行為に対し、具体的な処分内容は具体的に明示されているものではありませんので、P44-P45に記載の事例程度にてご理解ください。 テキストにありますトラブル事例の周辺情報を確認されるのでしたらP44の下欄【参考】を参照してください。

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A  
 使用テキスト:2018年度版テキスト(2018年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県		テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q8	2018年7月25日	香川	2章	P56 2.2.2監理技術者等の設置	5.3)工事現場と営業所が近接とあるが、具体的に何分の距離とか何km以内とかの公式アナウンスはありますか？	具体的な時間や距離などは提示されておりません。 主任技術者の場合は、複数の工事現場について、相互間隔が概ね10km程度と示されていますが、監理技術者には適用されません。また、営業所の専任技術者は工事現場との兼任が原則認められていないことから、営業所と工事現場両方の業務に支障が無いと認められる条件はかなり厳しいと思われれます。
Q9	2019年3月26日	東京	2章	P63 2.2.6 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成等	施工体制台帳での民間工事での契約者の写しは必ず必要ですか	国土建第499号(国土交通省土地・建設産業局建設業課「施工体制台帳の作成等についての改正について」)より、民間工事では、下請契約の請負代金の総額が税込みで4000万円(但し、建築一式工事では6000万円)以上となった場合、施工体制台帳等の整備が求められており、国土建推第21条によれば、「契約書の写しなど定められた書類を添付」と明記されています。これは、一括下請けの防止や、協力会社に対する適正な支払等に資するためのもので、公共工事だけでなく民間工事においても対象となります。
Q10	2019年2月6日	大阪	4章	P104 4.3.3-2 適正な工期の確保	改正品確法において、発注者への罰則規定はあるのでしょうか？教えてください。	発注者の責務として明記されていますが、罰則規定は設けられていません。ただし、国土交通省では、相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を全国10の地方整備局等に設け、法令違反又はそのおそれがあるなどの場合には当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図ることとしています。
Q11	2019年3月6日	大阪	4章	P104 4.3.3 適正な工期の確保	適切な工期の設定について、今後の作業員不足や高齢化に対応するのは厳しいと思います。	2017年8月には関係省庁連絡会議より「建設工事における適正な工期設定のためのガイドライン」が発表され、建築工事の指標として日建連の適正工期算定プログラムが明記されました。 今後、建設業法が改訂され、発注者は著しく短い工期で発注した場合は勧告処分を受けることになります。完全週休2日とGW・お盆・正月休みも考慮された工期がゼネコンの適正工期となれば将来は魅力ある業界に繋がります。 作業員不足は省人化技術で補うことが必然的に求められます。 また、魅力ある業界にすることにより入職者を増加させなければなりません。
Q12	2019年3月22日	東京	4章	P113 4.4.4 原価低減活動	「円安・素材高の局面において…」とありますが、海外調達の特長が出るのは「円高・素材高」の局面では？	海外調達は主要海外調達国通貨の対円レート指数を継続的に把握する必要がある。為替変動の要因として3つの主要因があり、 1.需要要因(企業による通貨や資産の売買) 2.ファンダメンタルズ(景気動向、金利、物価状況-経済の基礎的要因) 3.テクニカル要因(チャート分析による相場展望) これらを総合的に判断し、円安になれば品目(品質・納期)と各国の円レートをにらみ海外調達にチャレンジすることがメリットを生み出します。
Q13	2018年8月23日	東京	4章	P92 4.1.1 施工計画の立案準備	【設計・施工一括発注方式】での発注額確定根拠・正当性 その発注タイミングをどう考えるのか。	設計・施工一括発注方式において、設計段階から生産機能が早期参画して生産情報を設計図書に盛り込み生産性向上等のフロントローディング効果を発揮するため、基本設計開始時点での発注を想定しています。設計開始後できるだけ早期での設計施工契約書の締結に加え、詳細設計が完了し工事内容が固まった段階で施工・監理内容を補完する工事確定合意書を締結する(日建連 設計施工契約約款の場合)ことで、発注額確定根拠を明確にできると考えます。

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A  
 使用テキスト:2018年度版テキスト(2018年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答		
Q14	2018年6月13日	大分	5章	P142	5.5.1 工事記録の作成 3.工事記録の作成上の簡素化	<p>「工事書類作成に現場技術者の労力が多く費やされる。～」とあるがその具体的な対策は施工業者別で行うことになるのか否か。</p> <p>「提出書類一覧表を作成し工事書類の簡素化を図りつつある」とあるが、<u>提出書類はどのくらい削減できたのか。</u>年々減少する努力はしているのか。</p>	<p>工事期間中の工事記録には多種にわたりますが、工事の施工によって隠へいされ後日の目視による検査が不可能な場合などで記録を残すことも重要となります。その際には施工者が中心となって記録を整備しますが、協力会社の自主検査や試験なども必要となり、これらは施工業者別に行うことになります。また、その記録が多くの協力会社やメーカーと関連する際には関係者の協力を仰ぐことになります。</p> <p>書類削減は以前からの課題でしたが、記録に残すかどうかは、「品質を証明するために必要であるか否か」を判断して決めます。これらの記録は、今後の情報公開に向けて必要な資料を適切に残しておくという観点が重要となります。</p> <p>近年、建設業においても「生産性向上」や「働き方改革」が盛んに議論され浸透してきています。国土交通省営繕部での「営繕工事における働き方改革への取組」の一環として、営繕工事の受注者へ提出を求める工事関係図書などのさらなる簡素化や削減ができるよう、省略・集約の考え方が整理されています。工事記録ではありませんが、受発注者の協議によって93種類中19種類(最大約2割)の削減が可能となると示されています。公共および民間建築工事の受発注者への普及促進となることが期待されています。</p>
Q15	2019年2月6日	大阪	5章	P147	5.6.2 住宅性能表示	<p>住宅性能表示はどこにしてあるのか？</p>	<p>住宅性能表示については住宅性能評価書に記載されるものとなります。</p> <p>また、住宅性能評価書には設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の2種類があり、設計住宅性能評価書は設計段階にチェックされ発行されるもので、建設住宅性能評価書は建設工事・完成段階に発行されるものとなります。</p>
Q16	2018年6月13日	大分	5章	P154	5.8.2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 LCAとLCC	<p>図5.8-1 中規模事務所ビルのLCC構成要素 ・建設時のインシヤルコスト17%に対して、LCC残り83%となっている。 その中でも修繕、改善、保全の割合は半分を占めている。 電気設備では、機器のIOT化が進み、HEMS、BEMSで管理されて適切な時期にそれらを行う凡例を知りたい。 また、九州(大分県)での進捗状況を知りたい。</p>	<p>質問の主旨が分かりませんが、BEMSとHEMSIについて記述します。</p> <p>また、特定のエリアの工事監理に関する情報は、把握していません。</p> <p>建築に関する機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムで、BEMS (Building Energy Management System) やHEMS (Home Energy Management system) がある。</p> <p>BEMSは運用段階の省エネルギーをマネジメントするもので、室内環境を人感センサーや自動調光などで自動管理する場合や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力などのデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示させるなど様々なシステムがあります。</p> <p>建物のエネルギー管理計画レベルに沿って、システムが導入される。</p> <p>現状では、系統別に多くの計測器を設置しなければならず、サーバにつなぐための工事も必要で、初期投資コストが高い。高度なシステムはパイロット的に建物に組み込まれるが、まだなだ、一般化はしていない。住宅用もスマートフォンからコントロールできるシステムが開発されているが、一般化はしていない。新築のほとんどのオフィスビル・総合病院・工場などでは、エネルギーを抑制する目的で、程度の差はあるものの何かしらのBEMSは導入されている。</p> <p>エネルギーの使用状況は自動分析され、見えるかされるので、各計測値を分析し、各設備を最適に制御することで、省エネルギーが進み維持管理費用が削減できます。</p> <p>既存の設備への組み込みもできるが、基幹システムの他に配線や機器の交換も発生するため、新築時や大規模改修時に組み込むのが一般的です。</p>

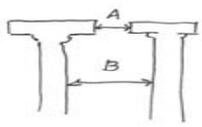
監理技術者講習/講義内容に関するQ&A  
 使用テキスト:2018年度版テキスト(2018年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県		テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q17	2018年9月21日	大阪	5章	P154	5.8.2長期優良住宅の普及の促進に関する法律 LCA、LCC、LCC02の違いが不明	LCA:(ライフサイクルアセスメント)ある製品が製造、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのすべての段階を通して、環境にどんな影響を与えたのかを評価する方法のこと。 LCC02:(ライフサイクル二酸化炭素排出量)建築物などの建設に伴って発生する二酸化炭素(CO2)の排出量を削減するために、建物寿命1年あたりのCO2排出量を算出して評価する手法のこと。 LCC:(ライフサイクルコスト)製品の設計、製造から廃棄に至るまでのトータルのコストで建築プロジェクトの長期経済性の評価に用いるもの。 LCAとLCC02は環境に配慮した評価方法を指し、LCCは製品(建築物)の設計・製造から廃棄に至るまでの長期的な経済性を評価するものとなります。
Q18	2019年1月18日	大阪	6章	P156	6.1.1通勤中の交通災害 宿泊先から乗り合いで作業所へ向かう際に事故を起こした場合、業務上の災害として扱われてしまうのでしょうか。	宿泊先であっても事業上手配された車に乗り合って作業所に行く場合は、事業者の施設管理下に入ることになり業務遂行性が認められ、もし事故で乗っている者が負傷した場合は「業務災害」になることが多いです。実際の場合は監督署に相談して下さい。
Q19	2019年2月18日	東京	6章	P161	6.1.3 その他のトラブル 「労災かくし」は重大な犯罪とは、具体的にどんな犯罪ですか？	安衛法・安衛則では労働者が業務中に負傷、死亡し、または休業したときは、遅滞なく「労働者死傷病報告」を所轄の労働基準監督署に提出しなければならないとなっています。故意に提出しなかったり、虚偽の内容を記載して提出すると「労災かくし」となります。 「労災かくし」は、安衛法第100条(報告等)、安衛則第97条(労働者死傷病報告)に違反し、安衛法第120条にて50万円以下の罰金が科せられることになっています。さらに、安衛法第122条(両罰規程)にて違反をした行為者だけでなく、法人(会社)まで処罰されることとなります。
Q20	2019年2月22日	東京	6章	P190	6.6.3 第13次労働災害防止計画 原則としてフルハーネス型とあるが、足場を使用する作業員全員フルハーネス型にしないといけないのですか？	2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端部、開口部等で手すり等の設置が困難な箇所では「フルハーネス型」が原則となりますが、6.75m以下では「胴ベルト型」も可となっています。さらに、ガイドラインでは建設作業の場合は5mを超える箇所では「フルハーネス型」の使用が推奨されるとなっています。 具体的な指導については、日建連から「建設工事における“墜落制止用器具(通称「安全帯」)」に係る『活用指針』」がでていますので参考にして下さい。
Q21	2018年7月12日	東京	7章	P196	7.2.2建設作業中の振動に係るクレームと防止・軽減対策 振動のクレーム要因で、「壁倒しやコンクリートガラの投下」とDVDで説明がありましたけど本当にそうなのでしょうか？	説明の通り、壁倒しや、コンクリートガラの投下はクレームの要因の一つとなっております。
Q22	2019年2月6日	大阪	8章	P228	8.1-2 ソイルセメント合成壁・杭工法 左図M(柱頭モーメント)の処理は？(柱芯と杭芯のズレ(偏心)により生じるモーメントの計算上の処理はどうなりますか？かなり太い杭となるのでは？)	ソイルセメント合成杭工法は、従来工法に比べ杭芯の位置が建物の外側にズレますが、柱頭モーメントをスパン長を基本とした単杭でなく、連続杭(壁杭)または任意のピッチの単杭として設計できることから、極端に太い杭にはなりません。なお、あらかじめ施工上のクリアランスを設定しますが、万一、躯体に山留壁が干渉した場合は断面欠損とみなして、躯体の安全性を確認することとなります。

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A  
 使用テキスト:2018年度版テキスト(2018年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県		テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答	
Q23	2018年6月26日	東京	8章	P232	8.1.2 躯体工事	<p>Tヘッド工法について</p>  <p>鉄筋同士の空き寸法は、A or B ?                  ・生産性・普及率は?</p>	<p>Tヘッド工法では、「鉄筋軸部相互のあきは粗骨材の最大寸法の1.25倍以上、25mm以上かつ、鉄筋の呼び名の数値の1.5倍以上」と規定されていますのでBとなります。なお、加圧成形される拡径部の寸法は鉄筋の呼び名ごとにあらかじめ定められているため、A寸法への換算も可能です。</p> <p>①:生産性については向上しますが、普及率については未把握です。                  ②:生産性やその他詳細については第一高周波工業株式会社のHPをご覧ください。</p>
Q24	2019年3月22日	東京	8章	P232	8.1.2 躯体工事	<p>Tヘッド工法に関してですが、本工法を利用した場合のコンクリートのひび割れに関する報告等はありませんでしょうか。                  設備開口が密集する部分でこの工法は品質管理の上でも大変有用だと思いましたがひび割れが気になりました。</p>	<p>本工法は主に鉄筋が過密となるパネルゾーンにおいて、標準的なL型の定着に替わって用いられる工法であり、設備開口廻りでどのように採用するか想定できません。なお、パネルゾーンではひび割れはほとんど発生しないため、その報告もありません。</p>
Q25	2019年2月22日	東京	8章	P236	8.1.2.5 生コン品質保持カバー	<p>夏期において生コン品質保持カバーを使用しているにもかかわらず生コン温度が35℃を超えてしまったら、他にどのような対策をしたら良いですか？</p>	<p>コンクリートの温度を上げず、かつ短時間で打設することが基本となります。現場でできる対策は限られていますが、以下の中から組み合わせ対応してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ近いプラントから納入する(プラント選定時より配慮しておく)</li> <li>・生コン車のドラムへ散水する</li> <li>・日射を受ける水平配管などにシートがける</li> <li>・生コン車待機場所、ポンプ車設置場所を日陰にする</li> <li>・打設部位と打設順序に応じて出荷ピッチ(打設速度)を細かく設定し、プラントと連絡を密にすることで待機時間を短くする</li> <li>・全体を回し打ちせず、1~2スパンの小区画単位でエアフェンス等を用いてスラブまで上げる「準回し打ち」とする</li> <li>・休憩時間の短縮または交代制により、打設中断時間を短縮する(作業員の熱中症対策を別途講じること)</li> <li>・打込み時間を早朝あるいは夕方以降へ変更する</li> </ul>
Q26	2019年1月23日	東京	8章	P239	8.1.3 仕上工事	<p>表面の目荒らしの大きさと深さはどのぐらいでしょうか？</p>	<p>超高压水洗浄法による下地処理は、コンクリートの強度(材齢)や仕様により異なりますが、目安となる目荒し程度の写真がJASS19の解説に掲載されています。また、JASS19には光沢度計や表面粗さ計を用いた物理的指標や、目荒し密度と目荒し深さによるプロセス検査方法の事例についても記載、解説されていますので、これらを参照して下さい。</p>
Q27	2019年1月23日	東京	8章	P243	8.1.4 構工法	<p>柱RC打設時の支保工のイメージはどんな感じでしょうか？</p>	<p>柱RC梁Sの複合工法の建物は、物流倉庫や商業施設等階高が高く規模が大きいものが多いことから、柱の型枠には施工性および転用性を重視したシステム型枠が採用される事例が多いようです。システム型枠は面材と剛性の高い端太材および斜材等を一体とした支保工で、コーナーを金物で拘束することによりセパレータを不要とする製品もあります。さらに作業足場が取付けられるものもあり、システムチックに製品化され一括で調達できる型枠です。なお、型枠重量が大きいので設置・移動にはクレーンが必要になります。</p>
Q28	2018年9月21日	大阪	8章	P248	8.2.1 地震対応技術	<p>免震レトロフィットの作業手順が知りたい。</p>	<p>大阪市中央公会堂(通称:中之島公会堂)の施工手順が下記のHPにあります。参考にしてください。  <a href="https://www.shimz.co.jp/company/about/news-release/2016/2015063.html">https://www.shimz.co.jp/company/about/news-release/2016/2015063.html</a></p>

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A  
 使用テキスト:2018年度版テキスト(2018年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県		テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q29	2019年3月13日	東京	8章	P275 8.4.2 図面・情報共有管理ツール	アプリはどのようなものが良く使用されていますか？	商品名を教えることは出来ませんが、パソコンで作成された3次元BIMモデルをタブレット端末で簡易にビジュアル(2D・3D)に確認できるもの、プレゼンテーション機能、ウォークスルー機能、指摘事項を作成(マークアップ)する機能などもつアプリが良く使われています。
Q30	2018年9月20日	北海道	8章	P285 8.5.2.給排水衛生・空気調和設備に係る技術	写真8.5.9 メーターボックスユニットについてパイプシャフト等の同一室内にガス、電気設備を設置している様に見えますが、設置可能となったのでしょうか？ 通常であれば、別室に分けています。また、同室であれば、防爆構造にしなければいけないと聞いたことがあります。宜しくお願いします。	東京都火災予防条例第3条(炉)第1項第十八号の3では「気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。」とあります。開放廊下の建築物において外気と常に接している場所に設置される場合はメーターボックス扉の上下に100cm程度の換気口を設けることでガス機器と電気機器を併設することが可能となる事例があります。また、メーターボックスが中廊下に設置された場合は、換気不十分とみなされ、ガス機器と電気機器の併設ができず隔離された別々のスペースに設置しなければなりません。ただし、併設となる場合は電気機器を防爆構造にするなどの事例もあります。各自治体、所轄消防署によって基準が異なるため、事前に詳細の確認が必要となります。  各自治体等の規制・基準情報について参考までにまとめましたので別添をご参照ください。http://xfjs.jp/jFmWYH
Q31	2018年9月26日	東京	8章	P297 8.7.3高層ビル解体工法	ジャッキで建物を下降させるとありますが、上昇させて下から解体するのではないのでしょうか？	鹿島で開発した「鹿島カットアンドダウン工法(KC&D工法)」についてのご質問に回答します。KC&D工法のステップは、①2階部分の梁を仮設鋼材で仮受けしてから1階の柱を切断し、できた隙間に最大1200t/台の重量を支えることができる油圧ジャッキを挿入、②地上近くで上層階の梁・床・外装材を解体、③1回に12～15分かけて柱を約70cm切断、④切断した長さだけジャッキを伸長、⑤全ての柱で③④を行った後、全ジャッキを一斉に収縮。①～⑤の作業を複数回繰り返し解体を進めていきます。従って、質問にあります「上昇」というのは、切断した柱の長さだけジャッキを「伸長」させるという意味の解釈でしたら正しいと思います。
Q32	2018年9月26日	香川	8章	P302 8.7.5改修工事	竹中式耐震補強ブロック工法について、少々、興味があります。資料は竹中工務店しかありませんか？他社ではどうでしょうか？	竹中工務店が開発した耐震補強壁工法につき、資料は竹中工務店しかありません。同社の社外ホームページから資料を閲覧できます。
Q33	2019年3月26日	東京	8章	P304 8.8.1 構造新建材	「遅れ割れが発生」とありますが具体的に教えてほしい	数年前にスーパーハイテンションボルトの脆性破壊が発見された。この確率は1/5000万と著しく小さく、原因は正確には判明していませんが雨がかり部分であったことから各社、雨がかり部分の調査(打音試験)を開始しています。
Q34	2019年4月2日	福井	8章	P305 8.8.1 構造新建材	燃エンウッドの木材の大きさは、最小のものでどれくらいですか？	柱は300×300、梁は150×300が最小寸法であり、最大寸法は柱が1000×1000、梁は600×1000です。
Q35	2018年10月23日	福井	8章	P307 8.8.2仕上新素材	有機系汚染物質の例を教えてください。	代表的な有機系汚染物質は排ガス(NOx、SOxなど)です。例えば、シリコン系シーリング材から溶出した有機成分は、光触媒でも分解が難しいです。

監理技術者講習/講義内容に関するQ&A  
 使用テキスト:2018年度版テキスト(2018年6月1日発行)

作成:(公社)日本建築士会連合会監理技術者講習テキスト作成部会

講習開催日	開催県	テキスト頁	テキスト小項目	質問内容	部会回答
Q36 2018年9月4日	高知	その他	その他	その他	<p>埋蔵文化財に対する連携などは明記されていないが、施工する側には、工事遅延のおそれがあるが、その対応策など事前の対応ができないか。以前公共工事には、その指示は示されていなかった。工事遅延の原因となったので、発注者側での特記は必要と思う。</p> <p>土木工事等の開発事業において埋蔵文化財が発見された場合は、届出をしなければなりません。このとき、埋蔵文化財の取り扱い方法については都道府県の教育委員会が判断することになります。その結果、多くの場合は発掘調査が行われ、その分工事が中断することになります。したがって、請負契約に関するトラブルを回避するには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財が存在するおそれのある敷地であること</li> <li>・埋蔵文化財が発見された場合は発掘調査のために工事が中断すること、</li> </ul> <p>また、このときの対応等について事前に明確にし、請負契約を結ぶことが重要です。</p> <p>そのためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者(設計者)は、上記事項を設計図書の特記等に記載する</li> <li>・施工者は、上記事項を質疑応答書、見積条件書等にて明確にし、契約する等、実施して下さい。</li> </ul> <p>ちなみに、発掘調査等の経費は、開発事業者に求められることになります。(事業者負担)</p>